



三重県公報

令和7年8月21日 (木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
選管告示			
57	三重県知事選挙の選挙期日	(選挙管理委員会)	2
58	三重県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者	(同)	2
59	三重県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじ及び選挙公報掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	2
60	三重県知事選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額	(同)	2
61	三重県議会議員補欠選挙の事由発生	(同)	2
62	三重県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の選挙時登録	(同)	3
63	三重県議会議員補欠選挙において候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所	(同)	3
64	三重県議会議員補欠選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示	(同)	3
65	三重県議会議員補欠選挙に用いる選挙長の印	(同)	4

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 57 号**

令和 7 年 9 月 12 日に任期が満了する三重県知事の選挙は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり行います。

令和 7 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙の期日 令和 7 年 9 月 7 日

三重県選挙管理委員会告示第 58 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 選挙長

住 所

氏 名

津市

長 尾 英 介

2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所

氏 名

津市

岩 崎 恭 彦

三重県選挙管理委員会告示第 59 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における政見放送の日時を定めるくじ及び選挙公報掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号）第 62 条及び第 76 条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 くじを行う日時

(1) 政見放送の日時を定めるくじ

令和 7 年 8 月 21 日 午後 5 時 40 分

(2) 選挙公報掲載の順序を定めるくじ

令和 7 年 8 月 22 日 午後 5 時 40 分

2 くじを行う場所

津市広明町 13 番地

三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 60 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項の規定による令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額を、同法第 196 条の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

34,236,700 円

三重県選挙管理委員会告示第 61 号

令和 7 年 9 月 7 日に三重県知事選挙が執行されることに伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項の規定により、三重県議会議員補欠選挙（鈴鹿市選挙区及び伊賀市選挙区）を行うべき事由が生じました。

令和 7 年 8 月 21 日

三重県選挙管理委員会告示第 62 号

令和7年9月7日執行予定の三重県議会議員補欠選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して次のとおり定めましたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

令和7年8月21日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙、鈴鹿市選挙区補欠選挙及び伊賀市選挙区補欠選挙

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和7年8月28日。ただし、年齢については、令和7年9月7日とします。

2 登録を行う日

令和7年8月28日

三重県選挙管理委員会告示第 63 号

令和7年9月7日執行予定の三重県議会議員補欠選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所並びに政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めます。

令和7年8月21日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出を県の選挙管理委員会地方書記室に提出すべき場所

桑名市・桑名郡選挙区	桑名市中央町5丁目71番地 三重県桑名庁舎2階 三重県選挙管理委員会桑名地方書記室 (8月29日に限り、三重県桑名庁舎附属棟 第2会議室)
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市西条5丁目117番地 三重県鈴鹿庁舎2階 三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室 (8月29日に限り、三重県鈴鹿庁舎4階 第46会議室)
伊賀市選挙区	伊賀市四十九町2802番地 三重県伊賀庁舎3階 三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室 (8月29日に限り、三重県伊賀庁舎7階 大会議室)

2 政党その他の政治団体が確認書の交付申請等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所

津市広明町13番地

三重県庁2階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

三重県議会議員補欠選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示を次のように定めます。

令和7年8月21日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

三重県議会議員補欠選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、令和7年9月7日執行予定の三重県議会議員補欠選挙に係る地方書記室（三重県選挙管理委員会規程（昭和44年三重県選挙管理委員会告示第28号）第15条第1項に規定する地方書記室をいう。）の分掌事務を定めるものとする。

(所管区域)

第2条 前条の三重県議会議員補欠選挙に係る地方書記室の所管区域は、次のとおりとする。

地方書記室	所管区域
三重県選挙管理委員会桑名地方書記室	三重県議会議員選挙桑名市・桑名郡選挙区
三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室	三重県議会議員選挙鈴鹿市選挙区
三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室	三重県議会議員選挙伊賀市選挙区

(物件の交付)

第3条 三重県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号。以下「事務執行規程」という。）第47条の規定による自動車又は船舶及び拡声機の表示の交付
- (2) 事務執行規程第48条の規定による乗車又は乗船用腕章の交付
- (3) 事務執行規程第67条の規定による街頭演説用標旗の交付
- (4) 事務執行規程第68条の規定による街頭演説用腕章の交付

(届出の受理)

第4条 県委員会への届出のうち、次に掲げる届出の受理は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第76条の規定により読み替えて準用する法第62条第1項の規定による選挙立会人の届出
- (2) 法第130条第2項の規定による選挙事務所の設置又は異動の届出
- (3) 法第142条第1項第4号の規定による選挙運動のために使用するビラの届出
- (4) 法第180条第3項、第182条第1項又は第183条第3項の規定による出納責任者等の選任等に関する届出
- (5) 法第197条の2第5項の規定による報酬の支給を受けることができる者の届出

(公費負担に関する届出の受理及び確認等)

第5条 県委員会の事務のうち、次に掲げる届出の受理及び確認は、地方書記室において行う。

- (1) 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年三重県条例第2号。以下「公営条例」という。）第3条の規定による選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に関する契約締結の届出
- (2) 公営条例第4条第1項第2号ロの規定による選挙運動用自動車燃料代、公営条例第5条の規定によるビラの作成枚数及び公営条例第6条の規定によるポスターの作成枚数の確認
- (3) 三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成10年三重県条例第47号）第3条第1項に規定する選挙公報掲載の申請

(当選証書の付与等)

第6条 県委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 法第105条の規定による当選証書の付与
 - (2) 法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出に関する報告書の受理
- (選挙長の事務の補助)

第7条 選挙長の事務の補助は、地方書記室において行う。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年10月31日限り、その効力を失う。

三重県選挙管理委員会告示第65号

令和7年9月7日執行予定の三重県議会議員補欠選挙に用いる選挙長の印を次のとおり定めます。

令和7年8月21日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙



寸法 方29ミリメートル
字体 てん書

三重県議会議員鈴鹿市選挙区補欠選挙

選	選	議	三
挙	挙	員	重
選	区	鈴	県
挙	補	鹿	議
長	欠	市	会
印			

寸 法 方 29 ミリメートル

字 体 てん書

三重県議会議員伊賀市選挙区補欠選挙

選	選	議	三
挙	挙	員	重
選	区	伊	県
挙	補	賀	議
長	欠	市	会
印			

寸 法 方 29 ミリメートル

字 体 てん書

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
